

○工事等の請負契約等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

平成27年7月27日

要綱第29号

改正 平成28年3月31日要綱第16号

平成30年3月30日要綱第9号

令和4年11月24日要綱第20号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が棚倉町条件付き一般競争入札に関する要領に基づき実施する条件付き一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により発注する工事（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託を含む。以下同じ。）又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約（工事中材料の購入契約を含む。以下同じ。）及び物品の買入れの契約を締結する場合における競争入札に参加することができる者の資格審査及び指名等について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第2条 工事等の請負契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び審査に関する事項並びに資格審査の申請書の提出の時期及び方法については、「棚倉町を発注者として、指名競争入札の方法により、工事又は製造の請負、物品の買入れ、その他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類の指定。」（昭和62年棚倉町告示第11号。以下「町告示第11号」という。）の規定及びその都度告示するところによる。

第2章 工事等請負業者の資格審査

(競争入札参加者資格審査委員会)

第3条 町に、工事等の入札参加者の資格審査の公正を期するため、競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第4条 資格審査委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 町告示第11号の第1及び第2に規定する競争入札参加資格の要件、第3に規定する資格の有効期間、第4に規定する資格の認定の取消し、第5及び第6並び

に第7に規定する資格の審査及び格付に関する事項

- (2) 第7条第2項第2号及び第3項並びに第14条第1号並びに第17条第1項及び第2項並びに第18条第1項において、別に定めるものとされた事項
- (3) 条件付き一般競争入札参加者の疑義等に関する事項
- (4) その他資格審査委員会の権限に属することとされた事項
(組織)

第5条 資格審査委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもってこれに充てる。
- 3 委員は、総務課長、整備課長、産業振興課長、上下水道課長及び税務課長をもって充てる。
- 4 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 資格審査委員会は、必要の都度会長が招集し、その会議は非公開とする。

- 2 資格審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 資格審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(資格審査及び認定)

第7条 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、総務課長が行い、資格審査委員会の審議を経たのち、町長の認定を受けるものとする。

- 2 前項の資格審査及び認定は、次の各号により行うものとする。
 - (1) 町告示第11号の第1の各号のいずれかに該当する者及び第2の各号の要件を満たしていない者を除き、入札参加資格の認定を行うものとする。
 - (2) 前号による認定は、町告示第11号第5及び第6並びに第7の規定により審査する。この場合において、競争入札の格付等については、併せて別に定める等級別格付基準により審査し、等級別格付を要する工事業者については等級別格付をして行うものとする。
- 3 前項の格付けをした等級に対応する発注の標準となる工事等の設計金額は、別に

定める。

(有資格者名簿への登録)

第8条 総務課長は、競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者のうち、前条の規定により競争入札に参加する資格があると認定された者(以下「有資格業者」という。)については、これを工事等請負有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に登録するとともに、必要に応じて審査の結果を申請者に通知するものとする。

2 有資格業者名簿は、総務課長が管理する。

(資格の取消し)

第9条 工事等を担当する課長等(以下「工事等担当課長」という。)は、有資格業者が町告示第11号第1の第1号から第5号までのいずれかに該当することを知ったときは、速やかにその旨を総務課長を経由して会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、資格審査委員会に対し、当該報告に係る有資格業者の資格の認定の取消しに関する審議を行うよう求めなければならない。

3 総務課長は、前項の審議の結果、資格の認定の取消しが必要とされた場合は、会長の指示するところにより、町長の決裁を受け、速やかに工事等請負業者資格取消通知書(第1号様式)によりその旨を当該業者に通知するとともに、工事等請負業者資格取消通知書(第2号様式)によりその旨を各課長等に通知するものとする。

第3章 工事等請負業者の指名

(工事等指名運営委員会)

第10条 指名競争入札に参加する者の指名の公正を確保するため、工事等指名運営委員会(以下「指名委員会」という。)を置く。

(調査審議事項)

第11条 指名委員会は、法令、条例及び規則の規定に従い、次に掲げる指名競争入札に参加する者の選考及び指名委員会の権限に属することとされた事項について調査審議する。

(1) 設計額500万円以上の工事又は製造の請負をさせるとき。

(2) 設計額200万円以上の測量、調査又は設計の委託をするとき。

(組織)

第12条 指名委員会は、会長、副会長及び委員(以下「審査委員」という。)をもって組織する。

- 2 会長には副町長を、副会長には総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、整備課長、産業振興課長、上下水道課長及び税務課長をもって充てる。
- 4 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 指名委員会は、必要の都度会長が招集し、その会議は非公開とする。

- 2 会議は、審査委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した審査委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、審議のため必要があるときは、審議に付された工事等を担当する課等の担当者出席を求め、意見を聴取することができる。

(指名基準)

第14条 指名競争入札に参加する者を選考し、又は決定する場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有資格業者名簿に登録されている者のうち、設計価格が発注の標準となる工事等の設計金額に対応する等級に属する者のうちから指名する。ただし、必要がある場合は、別に定める入札参加可能範囲の範囲内における上位又は下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
- (2) 災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する工事等、特定の機械又は技術を必要とする工事等、その他特に必要と認められる工事等については、前号の規定にかかわらず、有資格業者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。
- (3) 前2号の規定に基づいて指名競争入札に参加する者を選考し、又は決定しようとするときは、別表第1に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏らないようにするものとする。

(指名選考内申)

第15条 工事等担当課長は、工事等の起工が決定した場合において、当該工事等の設計価格が第11条に該当するものであるときは、前条に定める指名基準に基づき、指名競争入札に参加させようとする者を選考し、工事等請負業者指名選考内申書(第

3号様式)を総務課長を経由して会長に提出しなければならない。

2 前項に規定する指名競争入札に参加させようとする者を選定する場合には、別表第2の業者選定理由表に規定するいずれかの理由を明示して提出するものとする。

(指名の選考及び決定)

第16条 会長は、前条の規定に基づく工事等請負業者指名選考内申書の提出を受けたときは、指名運営委員会を招集し、指名すべき者の選考を行うものとする。

2 総務課長は、会長の指示するところにより、前項の選考の結果を工事等請負業者指名選考通知書(第4号様式)により、当該工事等担当課長に通知しなければならない。

3 工事等担当課長は、前項の通知に基づき、棚倉町財務規則(昭和58年棚倉町規則第6号)第123条第1項の規定による入札参加者の指名について、契約権者の決定を受けるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第14条第2号の規定による災害応急工事、その他緊急の工事等を施工するために特に必要があると認めるときは、会長は、審査委員2名以上の意見を徴し、指名すべき者を選考することができる。この場合において、会長は、当該選考後初めて開かれる指名委員会にその旨を報告しなければならない。

(指名停止)

第17条 工事等担当課長は、有資格業者が別に定める指名停止基準に掲げる事項に該当する行為を行ったことを知ったときは、速やかにその旨を総務課長を経由して会長に報告しなければならない。

2 会長が前項の報告を受けたときは、指名委員会に対し、当該報告にかかる指名を停止すべき者及び停止期間について、別に定める停止期間の基準により審議を求めなければならない。

3 総務課長は、前項の審議の結果、指名の停止等が必要とされた場合は、会長の指示するところにより、町長の決裁を受け、工事等請負業者指名停止通知書(第5号様式)によりその旨を有資格業者に通知するとともに、工事等請負業者指名停止通知書(第6号様式)により各課長等に通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対して通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

4 工事等担当課長は、指名停止期間中の有資格業者について、やむを得ない事由により随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ総務課長に協議するも

のとする。

- 5 工事等担当課長は、指名停止期間中の有資格業者が、町の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人（連帯保証人を含む。）となることを認めてはならない。
- 6 総務課長は、指名停止事由に至らない事由のため、指名停止が行われない場合において必要であると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の変更及び解除）

第18条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別に定める指名停止基準に掲げる期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 2 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者についての指名停止を解除するものとする。
- 3 前条第1項から第3項の規定は、前2項の規定による変更及び解除を行う場合に準用する。

第4章 雑則

（等級別格付基準等）

第19条 町告示第11号及び棚倉町条件付き一般競争入札に関する要領並びにこの要綱において別に定めるものとされた事項は、資格審査委員会の審議を経て町長が定める。

（準用規定）

第20条 工事等の請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積人の選考については、この要綱を準用する。

（情報の公開）

第21条 この要綱に基づき作成された資料等は、棚倉町情報公開条例（平成11年棚倉町条例第14号）又は棚倉町個人情報保護条例（平成14年棚倉町条例第29号）の規定により公開できるものとする。

（庶務）

第22条 資格審査委員会及び指名委員会の庶務は、総務課財政係において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成 28 年要綱第 16 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年要綱第 9 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年要綱第 20 号）

この要綱は、令和 4 年 1 月 24 日から施行する。

別表第 1（第 14 条関係）

指名基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	次に掲げる事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 指名停止基準に基づく指名停止期間中であること。 (2) 工事等に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負人として不相当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に対する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請負、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負人の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 ウ 工事等に係る債権債務関係、事故責任等について、町と係争等が継続中であること。
2 経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は、指名しないこと。
3 工事等成績の状況	(1) 工事等の成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (2) 表彰状、感謝状を受けていること等工事等の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
4 当該工事等に対する地理的条件	営業所等の所在地の状況、その地域での工事等の実績等からみて、当該地域における工事等の施工特性に精通し、工種及び工事等の規模等に応じて当該工事等を確実に円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持工事等の状況	工事等の受注状況からみて、当該工事等を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

6 当該工事等 施工について の技術的適性	次に掲げる事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 入札の対象となる工事等と同種の工事等について相当の施工実績があること。 (2) 入札の対象となる工事等の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事等の施工実績があること。
7 安全管理の 状況	(1) 指名停止基準に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負人として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
8 労働福祉の 状況	(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負人として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 発注工事等について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結せず、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。

別表第2（第15条関係）

業者選定理由表

略号	選定理由	左欄の解釈
①	工法が特殊であるため、特殊な設備又は技術を有する者として選定した。	工法等が特殊であるためとは、次に掲げる工事等を施工するため、特殊な設備又は技術等を有する業者を選定する必要がある場合をいう。 1 一般土木工事

		<p>(1) ダム工事（ただし、高さ15m未満の砂防ダムを除く。）</p> <p>(2) トンネル工事</p> <p>2 建築工事のうち特殊基礎工事</p> <p>3 鋼橋上部工事</p> <p>4 P・C橋上部工事</p> <p>5 しゅんせつ工事</p> <p>6 法面処理工事のうちモルタル吹付工事</p> <p>7 上・下水道工事（ただし、下水道工事については、推進工事・シールド工事・下水道処理場工事とする。）</p> <p>8 消雪工事</p> <p>9 さく井工事</p> <p>10 グラウト工事</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 特殊工法工事</p> <p>(2) 畑かん施設工事</p> <p>(3) 鉄道接近工事</p> <p>12 その他、上記以外の工事で本理由に該当すると認められる工事</p>
②	施工額が大きいので選定した。	施工額が大きいとは、1件（設計書単位）の設計額がおおむね3億円以上のものをいう。
③	継続事業であって、当該業者は前回の工事を良く完成しているのので選定した。	継続事業とは、今回発注する工事が前回施工した工事と同種の工事であり、かつ、両者の施工区域が隣接し、又は同じ地区内にある工事をいう。なお、前回とは前々年度までとする。
④	関連事業であって、当該業者は先の工事を良く完成しているのので選定した。	関連事業とは、既に完成している工事と、今回発注する工事が隣接し、又は既に完成している工事の地区内にあり、かつ、両者間に有機的な関連性を伴う事業をいう。先の工事と

		は前々年度までとする。
⑤	災害応急本工事及び仮工事等緊急を要する工事なので選定した。	
⑥	一部施工に係る工事なので選定した。	一部施工とは、予算の都合及び仮設工事等の関係から、今回発注する工事の規模は小さいが、次年度以降継続して行う工事をいう。この場合、当該工事の総額を設計金額とみなす。
⑦	特殊な地域的事情により、当該業者を選定した。	「特殊な地域的事情により」とは、一般土木工事等、工法に特殊性がないもので、入札参加可能範囲の基準では地域内の業者数が少なく、該当業者が不足する場合をいう。 1 特殊な地域の範囲 当該工事の施工箇所を管轄する建設事務所（特設事務所を除く。）及び土木事務所の管内を原則とするが、当該工事の施工箇所が上記管内の周辺等に偏する場合で、道路等の交通事情及び社会経済交流等を勘案の上、隣接する市町村に及ぶことが妥当と判断される場合はその範囲を含む地域をいう。
⑧	建築物に係る補修工事（附帯する設備工事を含む。）で当該建築物の施工等に関連のある業者なので選定した。	
⑨	一般的な工事なので、前記①から⑧までに該当する者以外の業者を選定した。	
新	新規業者であるが、施工能力があると認め選定した。	事業年度前1年の間、町が発注する工事について、指名のなかったものは、当該年度中、新規業者として取り扱うものとする。

注 工事等請負業者指名選考内申書（第3号様式）の内申理由の記入は、次による

ものとする。

- (1) 略号①又は②の理由により選定した場合には、全業者に当該略号を付するものとする。
- (2) 略号③から⑧の理由により選定した場合には当該業者にのみ、当該略号を付するものとする。
- (3) 略号⑨の理由により選定した場合には、当該業者に⑨の略号を付するものであるが、前記(1)及び(2)に該当する業者には付さないものとする。
- (4) 新規業者を選定した場合には上記略号のほか「新」の文字を併記すること。

第1号様式（第9条関係）

工事等請負業者資格取消通知書

第 号
年 月 日

（有資格業者）様

棚倉町長 ④

あなたの、棚倉町が行う工事等に係る指名競争入札への参加は、下記の理由により取り消したので通知します。

記

（理由）

第2号様式（第9条関係）

工事等請負業者資格取消通知書

第 号
年 月 日

（工事等担当課長）様

総務課長

次の者は、下記の理由により工事等請負業者の資格を取り消されたので通知します。

商号または名称

代 表 者

所在地又は住所

記

（理由）

第3号様式（第15条関係）

工事等請負業者指名選考内申書

工事等 番号		工事等名		請負に付す る設計額	
路線 河川名		工事等 箇所			
工事等の 概要		工期等		工事等 種別	工事の 等級
業 者 名					
商号又は名称	代 表 者	点数	等級	所在地	内申 理由
					千円
上記のとおり工事等請負業者の指名選考を内申します。					
年 月 日					
指名運営委員長		様			
(工事等担当課長) ○○課長				㊟	
総務課長				㊟	

※加除、訂正した場合には明瞭に加除、訂正印を押すこと。

※内申理由の欄は、別表にある選定理由の略号を記入すること。

第4号様式（第16条関係）

工事等請負業者指名選考通知書

工事等名 _____

工事等種別 _____

指名業者名

商号又は名称	代表者	適否
		適・否

上記のとおり工事等請負業者を選考しました。

年 月 日

（工事等担当課長）様

指名運営委員会副会長（総務課長）

㊟

第5号様式（第17条関係）

工事等請負業者指名停止通知書

第 号
年 月 日

（有資格業者）様

棚倉町長 ⑩

このたび、あなたに対して下記のとおり指名停止の措置を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、指名停止の期間中は、新たに棚倉町発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

- 指名停止の期間
- 指名停止の理由

第6号様式（第17条関係）

工事等請負業者指名停止通知書

第 号
年 月 日

各課室局長 様

総務課長

下記のとおり工事等請負業者の指名停止の措置を行ったので通知します。
なお、指名停止の期間中は、新たに本町発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできませんのでご留意願います。
また、当該業者に対して既に指名通知を行っている場合には当該指名取消の通知を行ってください。

記

- 1 商号又は名称
- 2 代表者
- 3 所在地又は住所
- 4 登録業種
- 5 指名停止の期間
- 6 指名停止の理由